

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、令和2年9月28日第2号（香川県報第10807号）で行った認定を取り消したので、次のとおり公告する。

令和3年4月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 取 消 番 号 第1号

2 取 消 年 月 日 令和3年3月26日

3 認定の取消しを行った対象区域

木田郡三木町大字池戸字西浦谷1660-2、字穴田1750-1、1750-19、1750-20、1750-21、1750-22、1750-23及び1750-24、字鴨内1789-2及び1789-7並びに字高尾1878-9及び1919-3並びに高松市前田東町字山下563-3